

消費税の転嫁状況等に関する調査結果報告書

～平成29年3月1日現在～

平成29年5月

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

目 次

I	結果の概要	1
II	調査結果	2
1	事業者間取引（BtoB）事業者	2
（1）	業種別にみた消費税の課税形態	2
（2）	業種別にみた消費税の価格転嫁状況	2
（3）	業種別にみた全て転嫁できている理由	3
2	消費者向け取引（BtoC）事業者	4
（1）	業種別にみた消費税の課税形態	4
（2）	業種別にみた消費者向けの商品・サービスの価格表示方法	5
（3）	業種別にみた消費税の価格転嫁状況	9
（4）	業種別にみた消費税の価格転嫁ができた理由	12
（5）	業種別にみた消費税の価格転嫁ができていない理由	13
III	統計表	14
1	事業者間取引（BtoB）関係	15
2	消費者向け取引（BtoC）関係	18
参 考		
○	調査の概要	36
○	調査票（BtoB票、BtoC票）	38

注）統計表、調査票については、ホームページ上では掲載を省略した。

I 結果の概要

1 消費税の転嫁状況

平成 29 年 3 月 1 日現在の生衛業合計の消費税転嫁状況についてみると、事業者間取引（B to B）では 81.6%（前年（H28.3）78.4%）、消費者向け取引（B to C）では 57.4%（前年 53.3%）の事業者が「全て転嫁できている」と回答し、「一部転嫁できている」と合わせると、事業者間取引では 100%（前年 94.6%）、消費者向け取引では 86.8%（前年 83.3%）であった。

一方、「全く転嫁できていない」と答えた事業者は、事業者間取引では 0%（前年 5.4%）、消費者向け取引では 10.2%（前年 12.1%）であった。

2 転嫁できた理由、転嫁できていない理由

事業者間取引（B to B）における転嫁できた理由をみると、販売業計で 53.2%の事業者が「以前より消費税の転嫁への理解が定着しているため（取引先の理解）」と回答した。次いで、「本体価格と消費税額を分けることにより交渉しやすくなったため（価格表示の工夫）」が 36.2%であった。また、「転嫁特措法により規制が強化されたため（拒否規制）」は 4.3%であった。

一方、事業者間取引における転嫁できていない理由についてみると、「業界の景気が悪く、値上げを受け入れる余裕がない」「競争が激しい経営環境」がそれぞれ 26.7%で最も大きかった。

消費者向け取引（B to C）における転嫁できた理由をみると、生衛業計で 51.7%の事業者が「消費者において消費税率引上げの意義等に対する理解が浸透しているため（消費者の理解）」と回答し、次いで、「本体価格と消費税額を分けて記載することにより値上げへの反発が和らいだため（価格表示の工夫）」が 19.7%であった。

一方、消費者向け取引における転嫁できていない理由についてみると、「業界の景気が悪く、値上げを受け入れる余裕がない」が 39.5%で最も多く、「競争が激しい経営環境」が 23.5%で続いた。

《 調査の概要 》

1 目的

平成 26 年 4 月 1 日の消費税率引上げ後の消費税の転嫁状況及び価格表示状況等を調査し、今後の転嫁対策等の基礎資料を得ることを目的とする（平成 26 年 4 月の第 1 回調査、平成 27 年 3 月の第 2 回調査に引き続く第 3 回調査）。

2 調査の範囲及び調査対象

北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県の生衛業者

B to C 調査 344 対象（回収数 333）、B to B 調査 40 対象（回収数 38）、合計 384 対象（回収数 371）

3 調査の期日、調査方法等

調査は、平成 29 年 3 月 1 日現在で、全国指導センター—都道府県指導センター—都道府県生衛組合の調査系統で、自計式調査（調査票 2 種類使用）にて実施

Ⅱ 調査結果

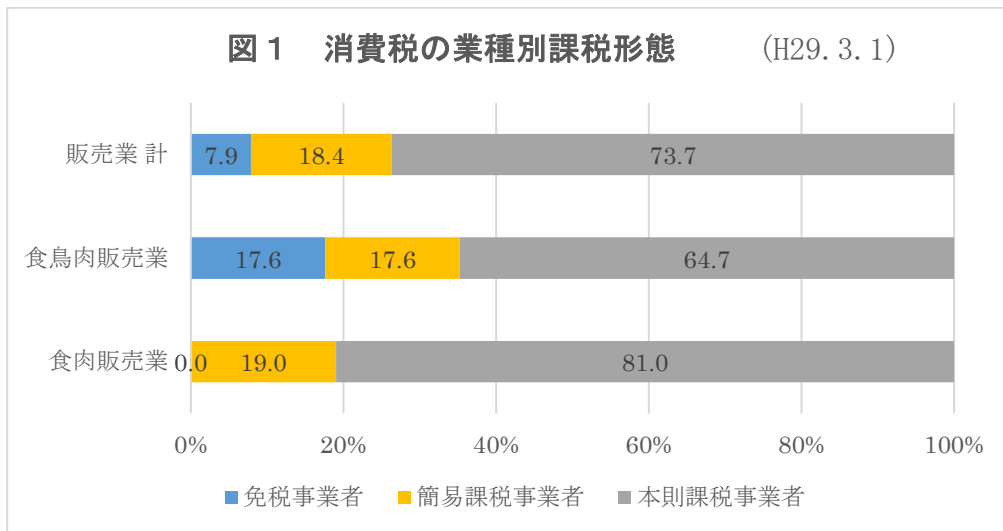
1 【事業間取引（BtoB）事業者】

（1）業種別にみた消費税の課税形態

平成29年3月1日現在の課税形態をみると、食鳥肉販売業では「免税事業者」が17.6%（前年H28.3）回答者無し）で、「簡易課税事業者」も17.6%（前年7.1%）で、「本則課税事業者」は64.7%（前年92.9%）であった。

一方、食肉販売業では、「免税事業者」が前年同様に回答者がなく、「簡易課税事業者」が19.0%（前年13.0%）で、「本則課税事業者」が最も多く81.0%（前年64.7%）であった。

[図1]

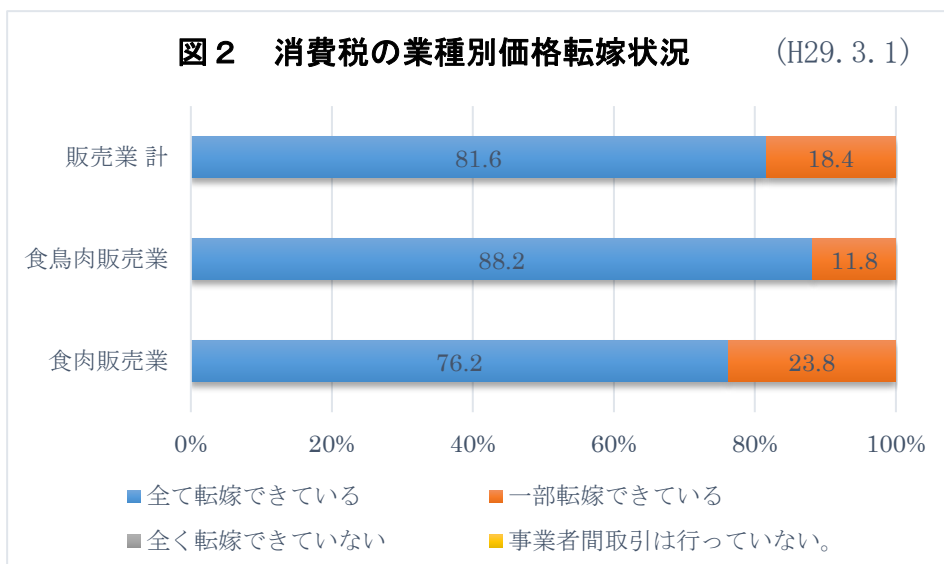


（2）業種別にみた消費税の価格転嫁状況

食鳥肉販売業では、「全て転嫁できている」が88.2%（前年92.9%）、「一部転嫁できている」が11.8%（前年7.1%）で、転嫁できていない回答者はいなかった。

一方、食肉販売業では、「全て転嫁できている」が76.2%（前年69.6%）、「一部転嫁できている」が23.8%（前年21.7%）で、転嫁できていない回答者はいなかった。

[図2]

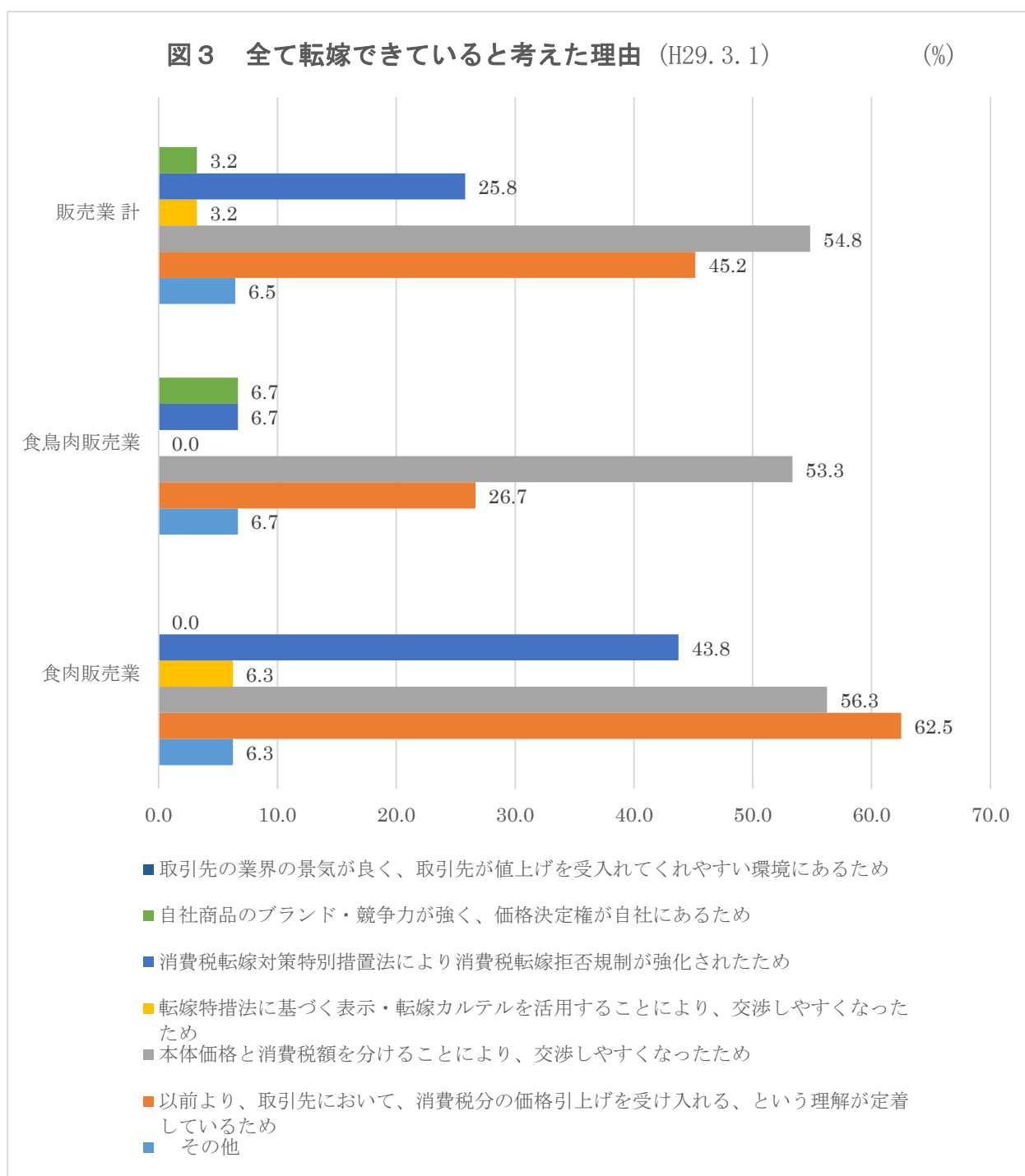


(3) 業種別にみた全て転嫁できている理由（回答2つまで限定）

消費税を「全て転嫁できている」と回答した事業者について、その理由を業種別にみると、食鳥肉販売業では、「本体価格と消費税額を分けることにより交渉しやすくなった」が53.3%（前年33.3%）で最も多く、次いで「以前より取引先において消費税分の価格上げを受け入れるという理解が定着している」が26.7%（前年52.4%）となっている。

一方、食肉販売業では、「以前より取引先において消費税分の価格上げを受け入れるという理解が定着している」が62.5%（前年53.8%）で最も多く、次いで「本体価格と消費税額を分けることにより交渉しやすくなった」が56.3%（前年38.5%）、「消費税転嫁対策特別措置法により消費税転嫁拒否規制が強化された」が43.8%（前年0%）と続いている。

[図3]

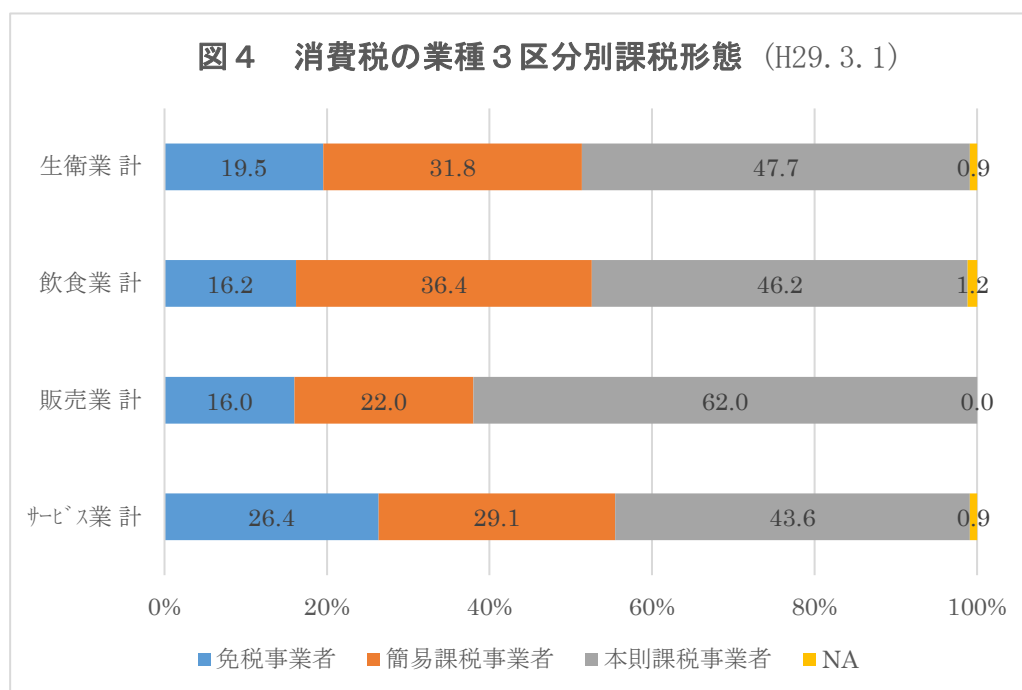


2 【消費者向け取引（BtoC）事業者】

（1）業種別にみた消費税の課税形態

平成29年3月1日現在の消費税の課税形態を「飲食業」、「販売業」、「サービス業」の3区分別にみると、どの業種区分でも、「本則課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」の順で多いが、飲食業者では、「簡易課税事業者」が36.4%（前年39.0%）で他の業種区分より多く、販売業者では、「本則課税事業者」が62.0%（前年72.5%）と他の業種区分に比べ多くなっており、サービス業では、「免税事業者」が26.4%（前年25.2%）で他の業種区分より多くなっている。

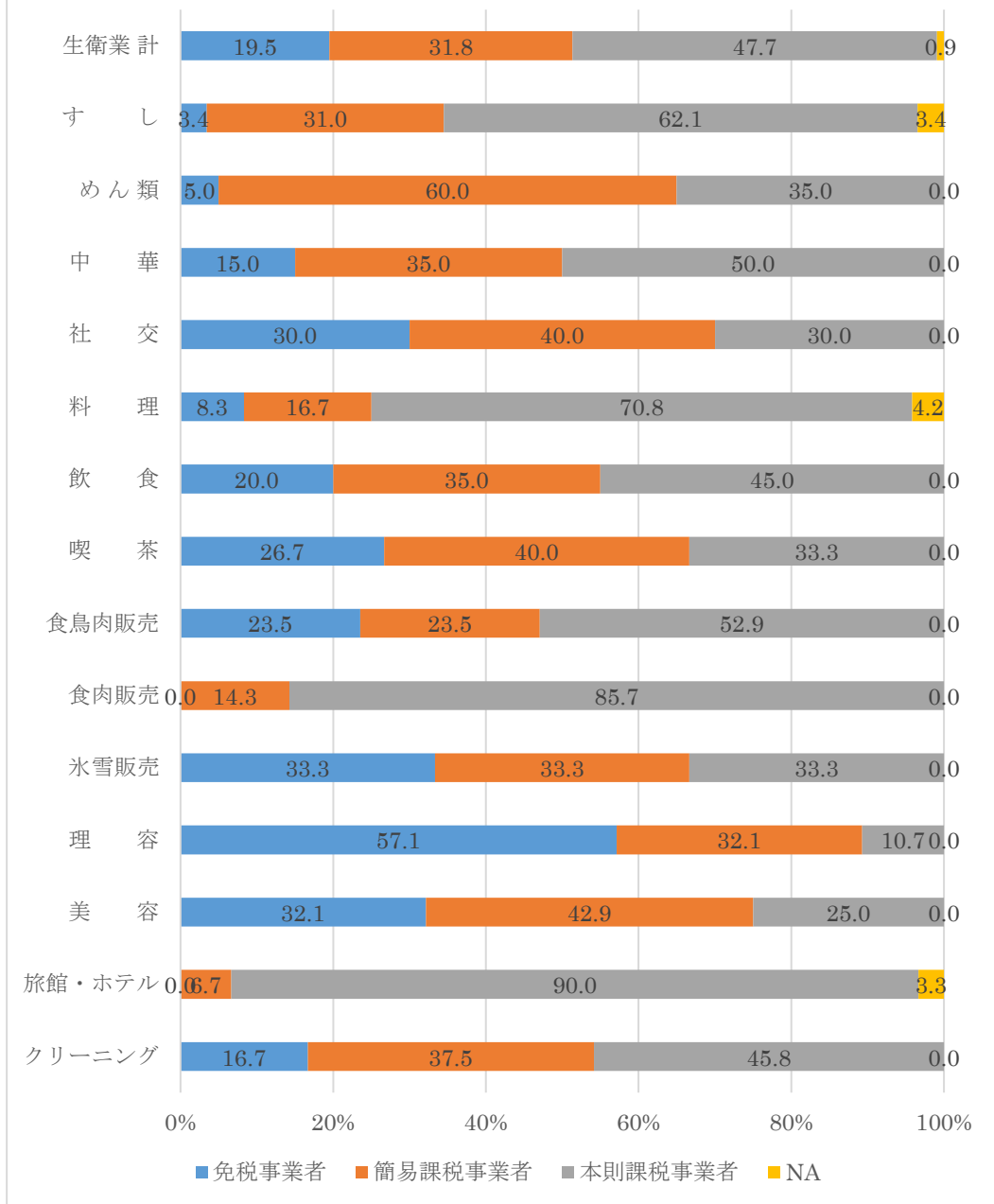
これらの傾向は、昨年度とほぼ同様である。 [図4]



※ 凡例の「NA」は、「無回答」のことである。(以下、同じ)

なお、この課税形態を個別業種別（調査対象の14業種）にみると、各割合は様々な状況（実態）となっているが、各業種平均の生衛業計で見ると、「免税事業者」が19.5%（前年19.0%）、「簡易課税事業者」は31.8%（前年33.7%）、「本則課税事業者」は47.7%（前年47.0%）であり、前年と同様の回答状況となっている。 [図5]

図5 消費税の業種別課税形態 (H29. 3. 1)



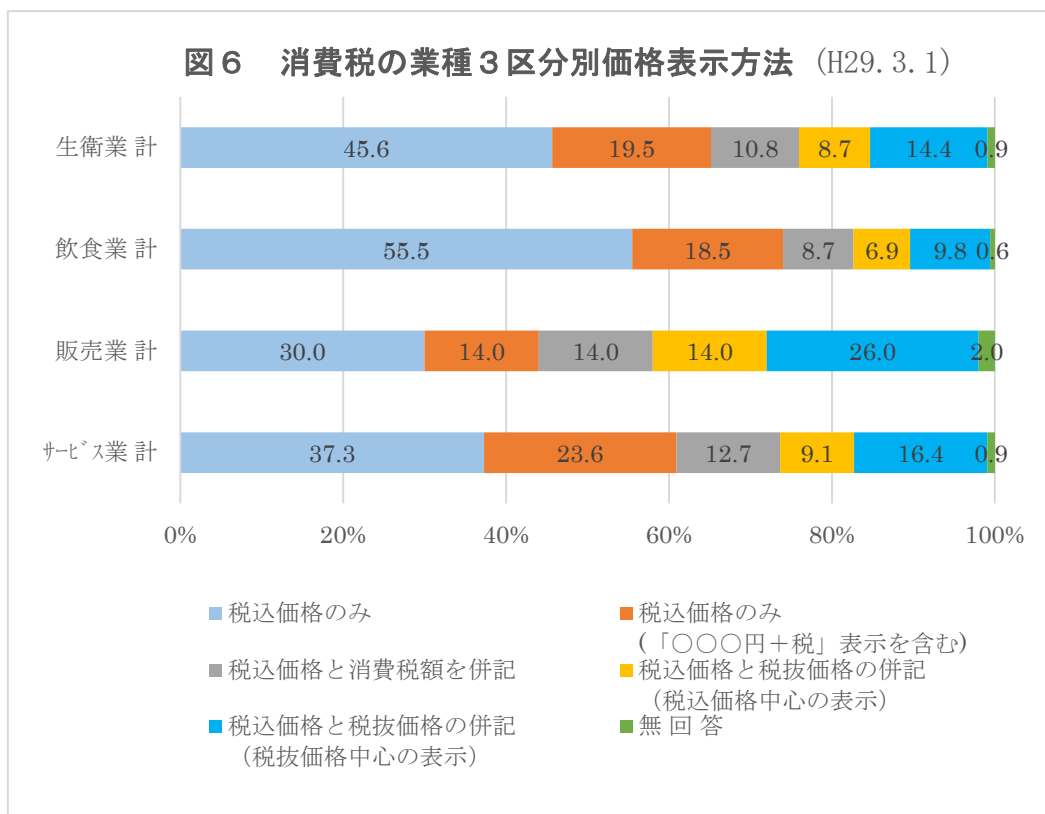
(2) 業種別にみた消費者向けの商品・サービスの価格表示方法

消費税に関し、商品や提供するサービスの価格の消費者に向けた表示は様々であるが、価格表示方法を業種3区分で見ると、飲食業では、「税込価格のみ」が最も多く、55.5%（前年 58.8%）と半数を超えており、次いで「税込価格のみ（「〇〇〇円＋税」表示を含む）」が18.5%（前年 11.9%）で、両者を合わせた『税込価格のみ』は、7割を超えている。

販売業では、「税込価格のみ」が30.0%（前年 25.5%）で最も多いが、次いで「税込価格と税抜価格の併記（税抜価格中心の表示）」が26.0%（前年 9.8%）と続いており、さらに

「税込価格のみ（「〇〇〇円＋税」表示を含む）」、「税込価格と消費税額を併記」、「税込価格と税抜価格の併記（税込価格中心の表示）」がそれぞれ 14.0%（前年はそれぞれ 25.5%、21.6%、13.7%）となっている。

サービス業では、同様に「税込価格のみ」が最も多く、37.3%（前年 39.5%）で、次いで「税込価格のみ（「〇〇〇円＋税」表示を含む）」が 23.6%（前年 18.5%）で、両者を合わせた『税込価格のみ』は、約 6 割となっており、続いて「税込価格と税抜価格の併記（税抜価格中心の表示）」が 16.4%（前年 14.3%）などとなっている。 [図 6]



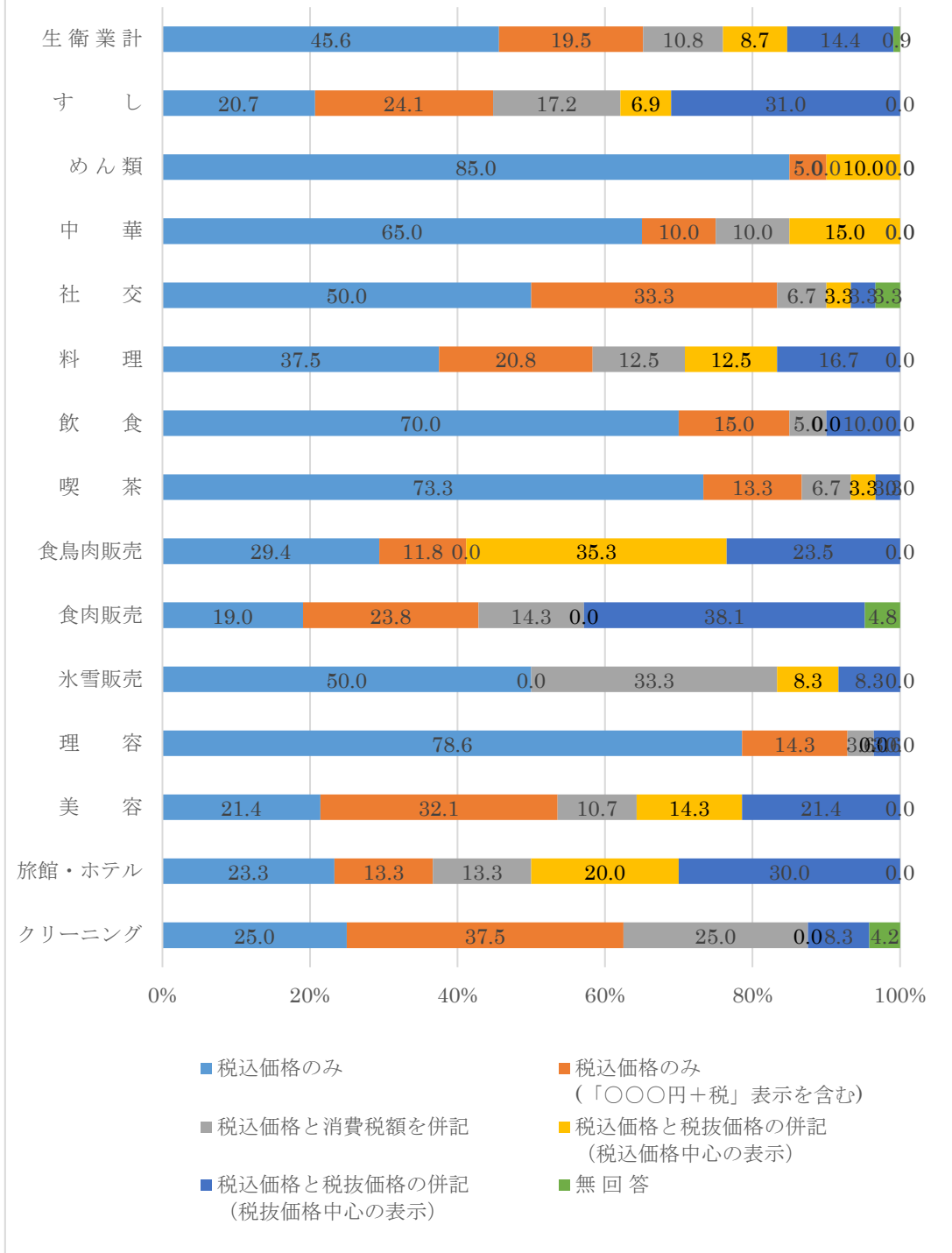
消費者向け価格表示方法を業種別にみると、「めん類」、「中華」、「飲食」、「喫茶」、「理容」の各業では、「税込価格のみ」の表示方法が、高い割合（65%～85%）となっている。

また、「税込価格のみ（「〇〇〇円＋税」表示を含む）」は、「クリーニング」、「社交」、「美容」で、それぞれ 37.5%（前年 27.6%）、33.3%（前年 16.1%）、32.1%（前年 21.4%）となっている。

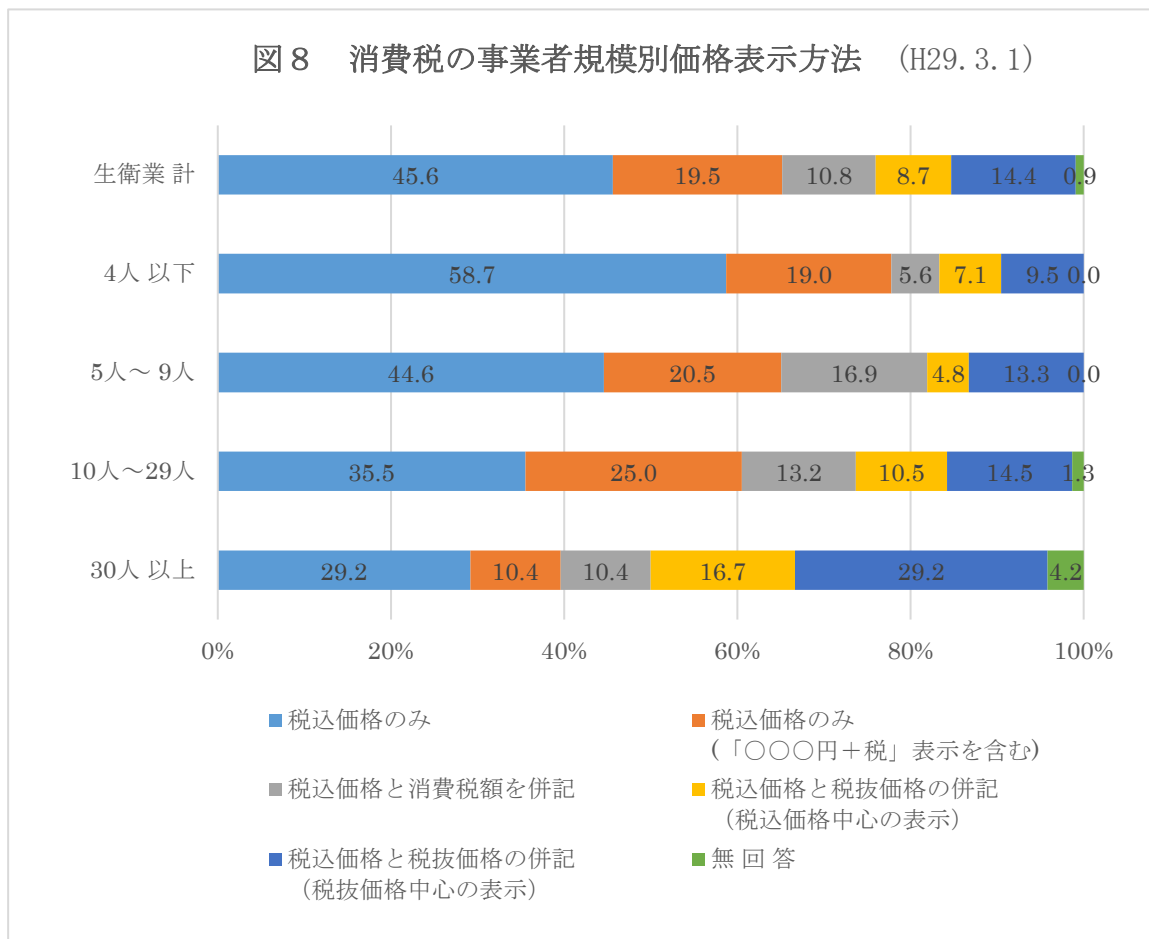
一方、「税込価格と税抜価格の併記（税抜価格中心の表示）」は、飲食業では「すし」、「料理」、が、それぞれ 31.0%（前年 20.7%）、16.7%（前年 33.3%）で、サービス業では「旅館・ホテル」、「美容」がそれぞれ 30.0%（25.8%）、21.4%（前年 7.1%）で多くなっている。

これらの回答状況は、前年とほぼ同様の様相となっている。 [図 7]

図7 消費税の業種別価格表示方法 (H29. 3. 1)



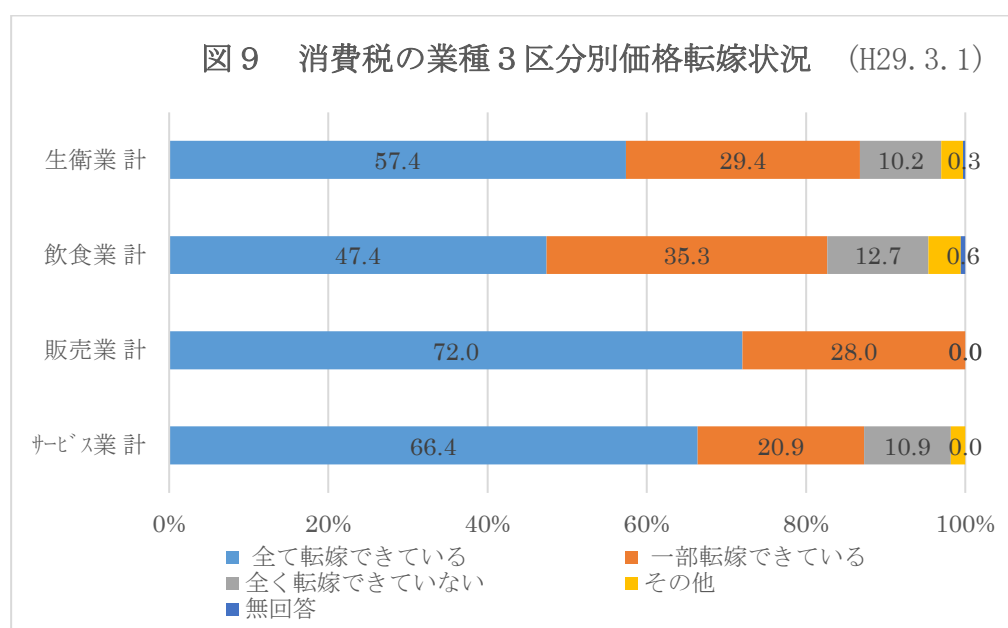
なお、消費者向け価格表示方法を事業者の従業員規模別にみると、「税込価格のみ」、「税込価格のみ（「〇〇〇円＋税」表示を含む）」ともに、「4人以下」でそれぞれ58.7%、19.0%（前年57.7%、15.4%）、「5人～9人」で44.6%、20.5%（前年51.4%、13.9%）、「10人～29人」で35.5%、25.0%（前年37.0%、16.4%）、「30人以上」では29.2%、10.4%（前年21.7%、21.7%）となっており、従業員規模が大きくなるにつれ、『税込価格のみ』の割合が低下している。 [図8]



(3) 業種別にみた消費税の価格転嫁状況

消費税の価格転嫁状況（平成29年3月現在での消費者向け商品・サービス販売の事業全体としての価格転嫁）を業種3区分でみると、飲食業では、「全て転嫁できている」が47.4%（前年45.8%、前々年45.6%）で、「全く転嫁できていない」が12.7%（前年12.1%、前々年12.0%）、販売業では、「全て転嫁できている」が72.0%（前年58.8%、前々年76.9%）で、「全く転嫁できていない」が0.0%（前年3.9%、前々年3.8%）、サービス業では、「全て転嫁できている」が66.4%（前年62.2%、前々年54.4%）で、「全く転嫁できていない」が10.9%（前年10.9%、前々年8.8%）となっている。

また、飲食業は、「全て転嫁できている」が半数に達していないものの、「一部転嫁できている」が35.3%（前年35.3%、前々年19.2%）と合わせると約80%を超えている。〔図9〕

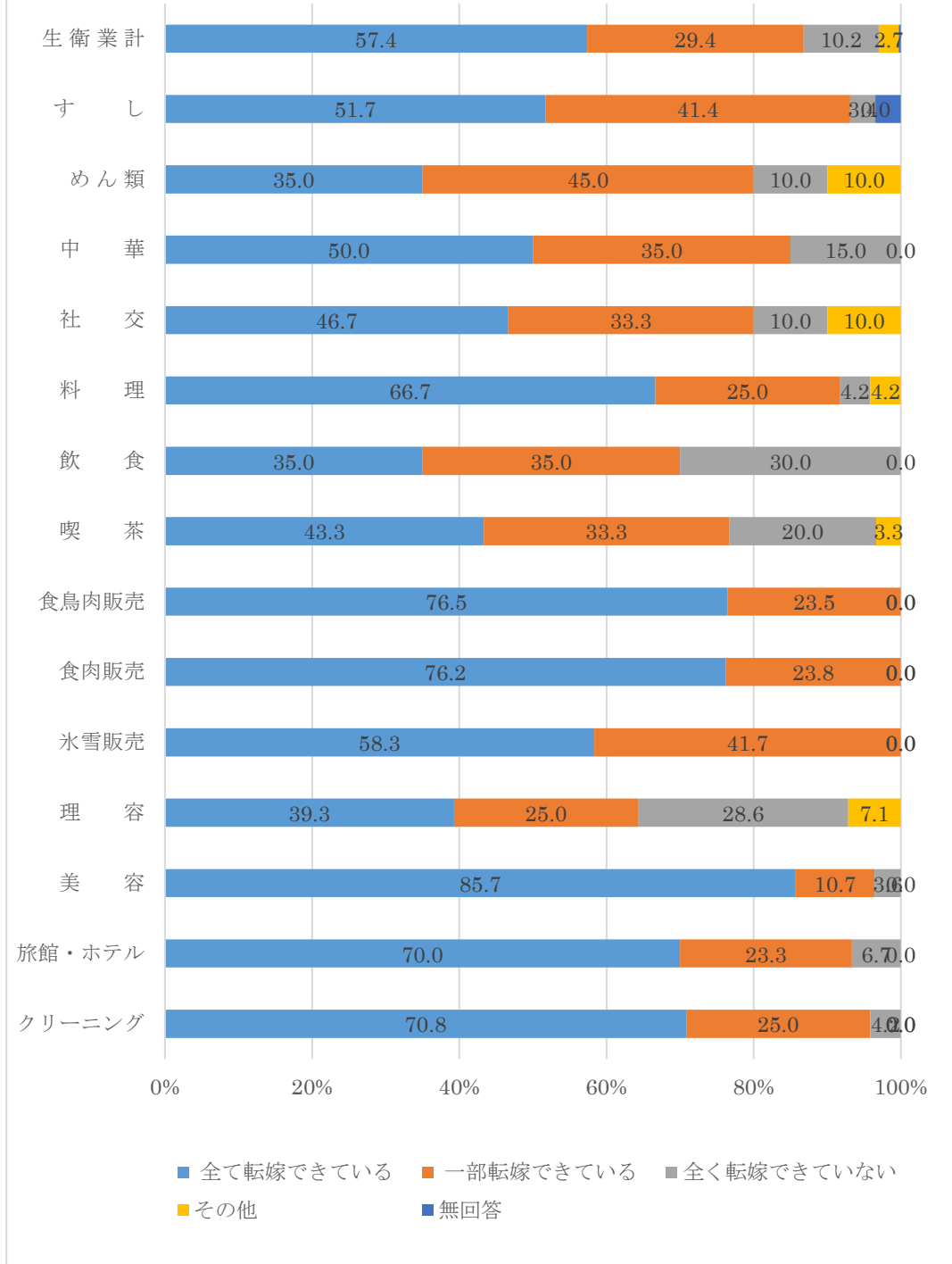


価格転嫁状況を各業種別にみると、「食鳥肉販売」、「食肉販売」、「美容」、「旅館・ホテル」、「クリーニング」では、「全て転嫁できている」がそれぞれ70%を超えており、特に「美容」は85.7%（前年85.7%）と全業種の中で最も多くなっている。

一方、「めん類」、「社交」、「飲食」、「喫茶」、「理容」では、「全て転嫁できている」がそれぞれ50%未満となっており、特に「飲食」、「理容」は「全く転嫁できていない」がそれぞれ30.0%（前年17.4%）、28.6%（前年25.8%）となっている。

なお、「食鳥肉販売」が前年調査に引き続き「全く転嫁できていない」との回答者が今年度もゼロであり、「全て転嫁できている」が76.5%（前年50.0%）で「一部転嫁できている」が23.5%（前年50.0%）となっている。〔図10〕

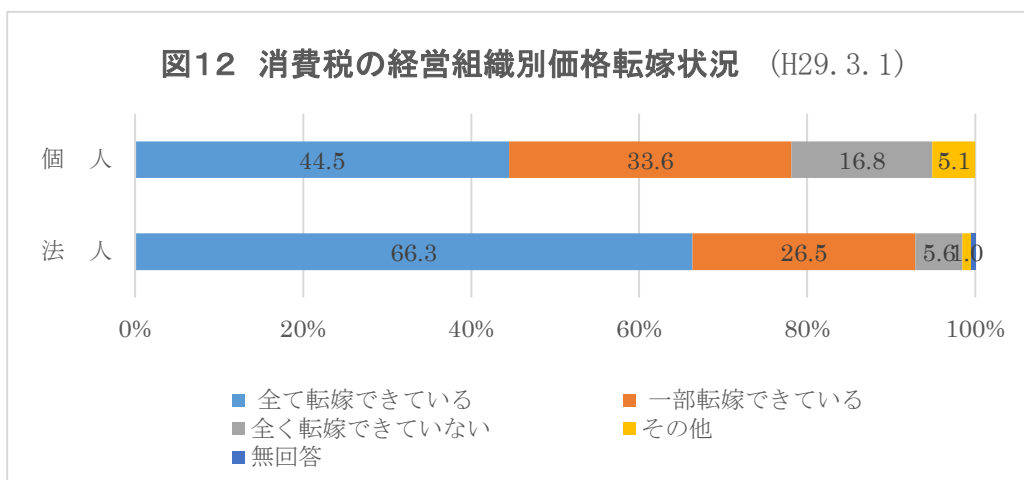
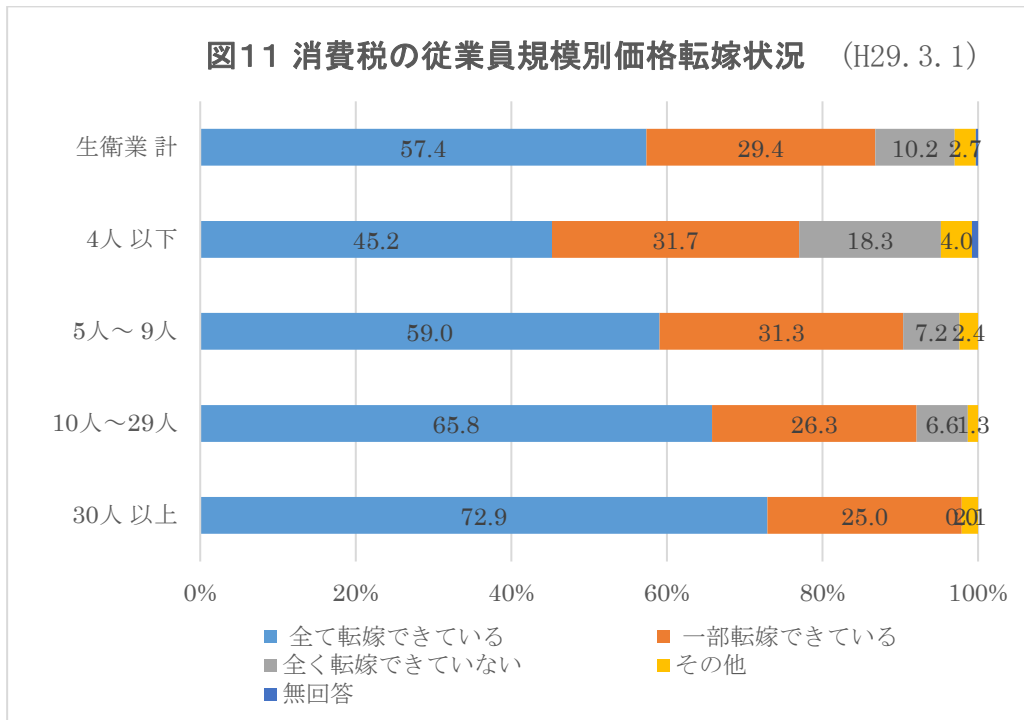
図10 消費税の業種別価格転嫁状況 (H29.3.1)



なお、価格転嫁状況を事業者の従業員規模別にみると、「全て転嫁できている」は、「4人以下」が45.2%（前年46.8%）で、「5人～9人」が59.0%（前年47.2%）で、「10～29人」が59.0%（前年61.6%）で、「30人以上」では72.9%（前年71.7%）となっており、従業員規模が大きいほど価格転嫁割合も高くなっている。 [図11]

さらに、これを経営組織別にみると、「全て転嫁できている」は、「個人」で44.5%（前年43.3%）と半数に満たないが、「法人」では66.3%（前年60.9%）となっており、図11と併せみると、“従業員規模の大きい法人ほど消費税転嫁ができている”ことがうかがえる。

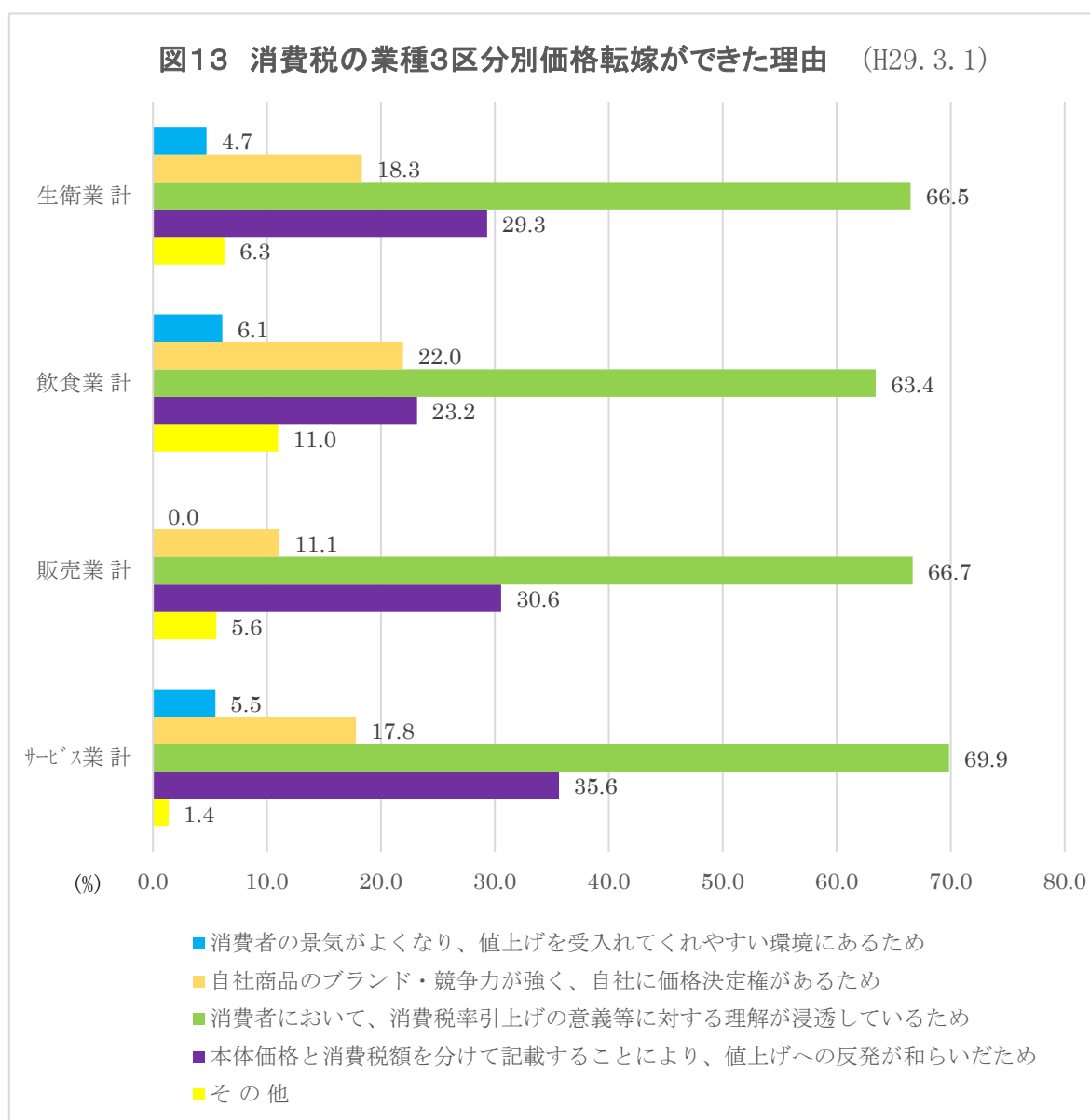
[図12]



(4) 業種別にみた消費税の価格転嫁ができた理由 (回答2つまで限定)

消費税を「全て転嫁できている」と回答した事業者<全回答者の57.4% (前年53.3%)>について、価格転嫁ができた理由を「上位2つまで」と限定して回答を得た。

この価格転嫁ができた理由を業種3区分別にみると、いずれの業種区分でも、「消費者において消費税率引上げの意義等に対する理解が浸透しているため」が最も多く、飲食業では63.4% (前年50.5%)、販売業では66.7% (前年66.7%)、サービス業では69.9% (前年47.6%)と60%以上を占めている。次いで、「本体価格と消費税額を分けて記載することにより値上げへの反発が和らいだため」が続き、飲食業では23.2% (前年15.8%)、販売業では30.6% (前年22.2%)、サービス業では35.6% (前年22.8%)となっている。 [図13]

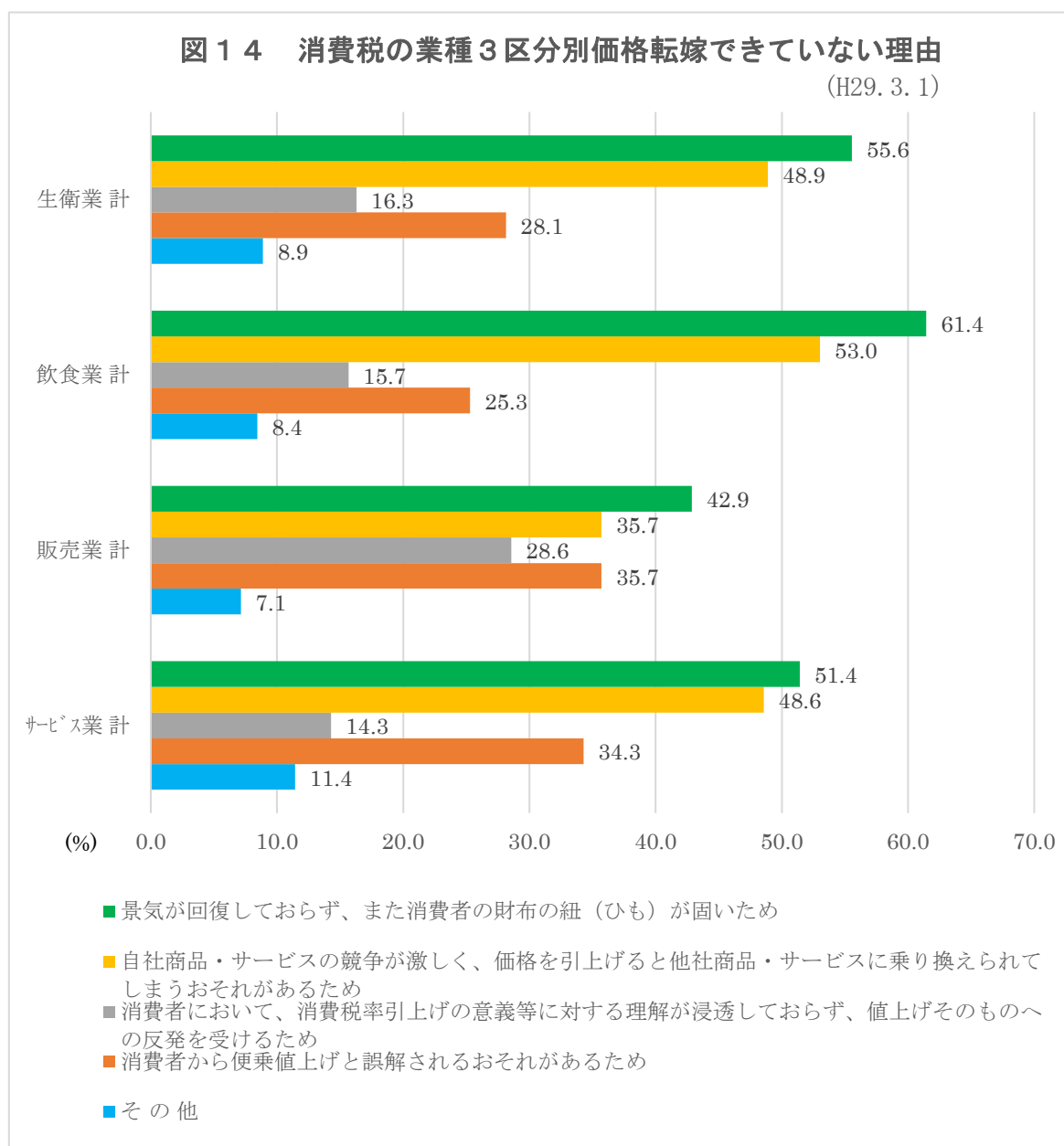


(5) 業種別にみた消費税の価格転嫁ができていない理由 (回答2つまで限定)

消費税を「一部転嫁できている」と「全くできていない」と回答した事業者<全回答者の29.4%、10.2% (前年 30.0%、12.1%) >について、できていない理由を「上位2つまで」と限定して回答を得た。

この価格転嫁ができていない理由を業種3区分別にみると、いずれの業種区分でも、「景気が回復しておらず、また消費者の財布の紐が固いため」が最も多く、飲食業では61.4% (前年 41.4%)、販売業では42.9% (前年 32.3%)、サービス業では51.4% (前年 38.8%) となっている。次いで、「自社商品・サービスの競争が激しく価格を上げると他社商品・サービスに乗り換えられてしまうため」が続ぎ、飲食業では53.0% (前年 22.8%) で、販売業では35.7% (前年 12.9%)、サービス業では48.6% (前年 29.9%) となっており、これら以外の理由を併せても、各事業者が消費者の動向を気にかけている様子がうかがえる。

[図14]



Ⅲ 統 計 表

1 事業者間取引（BtoB票）関係

各統計表とも、従業員規模別、経営組織別の実数を掲載した。

- ① 販売業計
- ② 食鳥肉販売業
- ③ 食肉販売業

2 事業者間取引（BtoC票）関係

各統計表とも、従業員規模別、経営組織別の実数を掲載した。

- ① 生衛業総計
- ② 飲食業計
- ③ すし商
- ④ めん類
- ⑤ 中華料理業
- ⑥ 社交飲食業
- ⑦ 料理業
- ⑧ 一般飲食業
- ⑨ 喫茶飲食業
- ⑩ 販売業計
- ⑪ 食鳥肉販売業
- ⑫ 食肉販売業
- ⑬ 氷雪販売業
- ⑭ サービス業計
- ⑮ 理容業
- ⑯ 美容業
- ⑰ 旅館・ホテル業
- ⑱ クリーニング業

「消費税の転嫁状況等に関する調査」の概要

1 目的

平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率引上げ後の消費税の転嫁状況及び価格表示状況等を調査し、今後の転嫁対策等の基礎資料を得ることを目的とする。

なお、本調査は、平成 26 年 4 月実施の第 1 回調査、平成 27 年 3 月実施の第 2 回調査に引き続く、第 3 回調査に当たる。

2 調査の構成

本調査は、次の二つの調査で構成する。

- ① 事業者調査(B to C 調査)
B(事業者)とC(消費者)の取引に係る調査
- ② 事業者調査(B to B 調査)
B(事業者)とB(事業者)の取引に係る調査

3 調査の範囲及び調査対象

(1) 地域的範囲

北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県

(2) 調査対象の属性

生衛業者

ただし、「B to C 調査」にあつては、興行場及び公衆浴場業は調査の対象としない。

また、「B to B 調査」にあつては、食肉販売業及び食鳥肉販売業のみ調査の対象とする。

(3) 業種別調査対象数

B to C 調査 344 対象、B to B 調査 40 対象、合計 384 対象

4 調査の期日及び調査期間

(1) 調査の期日

平成 29 年 3 月 1 日現在で実施する。

(2) 調査期間

平成 29 年 2 月 23 日(木)～3 月 2 日(木)

5 調査事項

別添調査票のとおり。(ホームページ上では省略)

「平成 28 年度消費税の転嫁状況についての調査票(B to C 調査票)」

「平成 28 年度消費税の転嫁状況についての調査票(B to B 調査票)」

6 調査の流れ

全国指導センター — 都道府県指導センター — 都道府県生衛組合 — 営業者

7 調査の方法等

(1) 調査対象の選定

都道府県指導センターは、都道府県組合に調査対象の選定を依頼する。

対象の選定方法は有意抽出とする

(2) 調査方法

① 都道府県指導センターは、別添調査票による調査を都道府県組合に依頼する。

② 都道府県組合は、事業者に対し、面談、電話聴き取り、FAX、メール、郵送等適宜の方法で調査を実施する。

(3) 調査票提出期限

生衛組合の都道府県指導センターへの調査票提出期限は、平成29年3月2日(木)とする。

(4) 全国指導センターへの提出期限

都道府県指導センターは管内分の調査票を取りまとめ、平成29年3月3日(金)までに全国指導センターへ提出する。

8 集計・公表

集められた調査票について、全国指導センターにおいて集計した。

公表は、報告書及びホームページによる。

なお、調査票の回収状況は、7都道府県計で371件であった。業種別内訳は以下のとおり。

業種	回収数	業種	回収数	業種	回収数
すし	29	一般飲食	20	理容	28
麺類	20	喫茶店	30	美容	29
中華料理	20	食鳥肉	34	旅館	29
社交	30	食肉	42	クリーニング	24
料理	24	氷雪	12	合計	371

食鳥肉：「BtoC調査」が17件、「BtoB調査」が17件

食肉：「BtoC調査」が21件、「BtoB調査」が21件

9 問合せ先

全国指導センター 特別事業相談室 電話 03-5777-0341 FAX 03-5777-0342